

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

改正案

現行

(傍線部分は改正部分)

<p>(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)</p> <p>第六十六条 法第九十二条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 コミュニティ放送(別表第五号(注)九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)の業務</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)</p> <p>第一百八条 第五十条第二項、第一百二十二条及び第一百五十五条の規定は、超短波放送(コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。)の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。</p> <p>2 第五十条第二項及び第一百五十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局及びプラン局への送信に係る中継回線設備 並びに親局 及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(報告を要する重大な事故)</p> <p>第二百二十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。</p> <p>2 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項にお</p>	<p>(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)</p> <p>第六十六条 法第九十二条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 コミュニティ放送(別表第五号(注)十一のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)の業務</p> <p>六・七 (略)</p> <p>(超短波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例)</p> <p>第一百八条 第五十条第二項、第一百二十二条及び第一百五十五条の規定は、超短波放送(コミュニティ放送を除く。以下この条において同じ。)の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。</p> <p>2 第五十条第二項及び第一百五十五条の規定は、超短波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備 及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(報告を要する重大な事故)</p> <p>第二百二十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。</p> <p>2 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項にお</p>
--	---

て同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局(以下この条において「中継局」という。)の無線設備(当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。)に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

二 特定地上基幹放送局等設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。))の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット(非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット)を超えるものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

二 基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送(コミュニティ放送を除く。)に係る重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使

て同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局(以下この条において「中継局」という。)の無線設備(当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。)に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

二 特定地上基幹放送局等設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局(地上基幹放送をする放送局をいう。))の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局(移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。)の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット(非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット)を超えるものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

二 基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5| 第一項から第三項までの規定にかかわらず、コミュニティ放送に係る重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

6| 前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送(別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。)及び衛星試験放送(同号(4)の衛星試験放送をいう。)に係る重大な事故については、適用しない。

4| コミュニティ放送に係る重大な事故は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備(中継局の無線設備を除く。)に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

5| 前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送(別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。)及び衛星試験放送(同号(4)の衛星試験放送をいう。)に係る重大な事故については、適用しない。